

公布された規則のあらまし

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第五二号）

1 製菓衛生師試験受験願書について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成二四年一月一日から施行することとした。

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則（規則第五三号）

1 ふ化場確認申請書について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成二四年一月一日から施行することとした。